

健康増進法改正による健康増進に資する機器やサービスの許可又は承認に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年四月三十日

藤 末 健 三

参議院議長 山崎正昭殿

健康増進法改正による健康増進に資する機器やサービスの許可又は承認に関する質問主意書

健康増進法（平成十四年法律第百三号）の第一条では同法の目的について「この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。」としており、同法に基づき「特定保健用食品」の許可又は承認を行っている。しかしながら、同法第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認は「食品」だけを対象とし、運動用器具や整水器など健康増進に著しく資する機器、情報端末機器と連動した体重計や健康計測機器及び情報通信技術を使った健康増進支援サービスなどを許可又は承認する枠組みが整備されていない。

同法の本質的な目的を達成するためには、健康増進に資する機器やサービスも同法に基づき許可又は承認する枠組みを作るべきだと考えるが、いかがか。

右質問する。

